

令和4年 第7回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年7月25日(月)

令和4年 第7回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年7月25日(月)	開催場所	役場大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時15分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	岩田 保委員		
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之		書記	事務局次長 関口博之	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	×	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 金井 てる子 委員 議席番号3番 坂本 茂 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 関口次長 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件は2件です。1、2番とも譲受人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏になります。隣り合った農地です。</p> <p>1番ですが、譲受人は〇〇 〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△、農業振興地域内の青地です。地目は畑、面積は186㎡。権利内容は所有権移転の売買です。</p> <p>2番ですが譲受人は〇〇〇〇氏。譲渡人は上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在ですが大字〇〇〇△△△ 農業振興地域内の青地です。面積は329㎡。所有権移転の売買です。場所につきましては議案書の8ページになります。中仙道の北側です。詳細につきましては航空地図1ページになります。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は24,982㎡、うち自作が〇〇〇㎡、借受が〇〇〇㎡です。貸付地、不耕作地はございません。従農者数は2名、トラクター4台、コンバイン1台田植機1台等所有しています。</p>

<p>日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>間々田秀造委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、岩田保委員におかれましては本人が議事の関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退出をお願いします。</p> <p>～岩田保委員退席～</p> <p>それでは担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p> <p>1番・2番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p> <p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。岩田保委員の復席をお願いします。</p> <p>～岩田保委員復席～</p> <p>日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から10番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件6件、一時転用4件になります。</p>
--	---	---

1 番は、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。親子になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は198㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定です、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家に家族4人で生活しておりますが、狭小なことから、実家の傍らで両親の世話なども考慮して住宅を建築したく申請するものです。

2 番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 271㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、借家暮らしをしておりますが、主要道路及び駅にも近く利便性が良いことから、住宅を建設したく申請するものです。

3 番は、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 297㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。譲受人は現在借家に家族5人で生活しておりますが、狭小なこともあり、住宅を建設したく申請するものです。

4 番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 △△△△様です。土地の所在は大字〇〇△△△ 面積は190㎡になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地になります。申請地は、商業施設・教育施設も近く利便性や生活環境など住宅需要が見込まれることから申請するものです。

5 番の案件でございます。譲受人が上里町〇〇〇〇 △△△氏。譲渡人はさいたま市〇〇〇〇 △△△氏、土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は485㎡で、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、結婚を機に住宅を建築したく申請するものです。

6 番は、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は403㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。

	<p>議 長</p> <p>小林雄一委員</p>	<p>宅地から20mです。譲受人は現在借家で生活しておりますが、立地条件も良く、生活の拠点として住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>続きまして7番～10番に関しましては、一時転用、砂利採取に関する内容になります。7番から10番までともに賃借人は、本庄市〇〇〇〇△△△-△(株)〇〇〇〇でございます。、</p> <p>7番に関しましては、賃貸人上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇 外1名 場所は上里町〇〇〇△△△ 外1筆 面積は6,464㎡、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、賃借人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から100mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>8番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外4名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△ 外4筆、面積は計9,966㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、表土置場及び原石置場、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から130mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>9番に関しましては、賃貸人上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇 外2名 場所は上里町〇〇〇△△△ 外3筆 面積は5,967㎡、地目は田・畑です。権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、表土置場及び原石置場、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から160mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>10番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△ 外3筆、面積は計10,860㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、表土置場です。賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から250mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。、 一番の案件から順番に、担当地区の委員どちらか方より現場確認の報告をお願いいたします。、</p> <p>1番について</p>
--	--------------------------	---

		問題ないと思います。、
	尾崎保幸委員	2番について 問題ありません。
	戸矢 活夫委員	3番について 問題ありません。、
	塚本 房雄委員	4番について 問題ありません。、
	坂本 茂委員	5番について 問題ありません。
	金井てる子委員	6番について 問題ありません。
	立石 満委員	7番について 問題ございません。、
	蓮 博正委員	8番から10番について 特に問題ないと思われます。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	細井 登委員	農地区分の何種農地には、どのような違いがあるのか。

<p>日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定によ 許可後の計画変更承認申請 について</p>	<p>事 務 局</p>	<p>農地区分には5種類の区分があります。農地転用が困難な方から順に、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地があります。そのうち甲種農地は都市計画法上の線引き・未線引きの設定がある場合に存在する区分で、上里町では該当がありません。まず農振農用地とは、俗に言う「青地」に位置する農地で、転用に対しては厳しい場所にある農地です。次に第1種農地は、10ha以上の団地を形成する区域に位置し、基本的に分家住宅や専用住宅に限られる農地です。次に第2種農地は、10ha未満の団地を形成する区域に位置し、賃貸住宅や資材置場・駐車場なども条件によっては、許可可能となる農地です。最後に第3種農地は、基本的に転用を許可する農地で、都市計画法上の用途地域内に位置するような農地です。</p>
	<p>議 長</p>	<p>その他ご質問ありますか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手多数～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手多数でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明申し上げます。今月は案件1件です。計画者は本庄市の(株)〇〇〇〇、土地の所在は大字〇〇〇〇外3筆 地目は田、面積は11,798㎡、権利区分は6か月の賃貸借権設定 目的は砂利採取です。変更申請事由につきましては当初は令和3年9月10日から令和4年9月9日までの予定でしたが、天候の不順等により、期間内に完了することができないため、令和4年9月10日から令和5年3月9日まで6か月の期間延長です。</p>	
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局による説明がありましたが質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>	

	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手多数～</p>
	議 長	<p>挙手多数でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
	議 長	<p>以上で本日用意した全ての議案を終了します。</p>
	議 長	<p>続きまして、その他として事務局よりお願いします。</p>
[そ の 他]	事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化活動の推進について ・降雹被害に伴う農業委員会としての嘆願について ・農業委員・推進委員研修会の開催について ・次回の定例総会について（8月25日木曜日 PM1時30分から）
[閉 会]	会 長 代 理	<p>以上ですべての日程が終了いたしました。慎重審議をいただき、ありがとうございました。、これをもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年7月25日

議 長

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印